

福島市公告第 83 号

「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託を行う公募型プロポーザル事業者募集手続き開始について

「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託事業者を下記のとおり募集します。

令和8年4月20日

福島市長 馬場 雄基

記

1 業務概要

(1) 委託業務の名称

「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和8年12月28日(月)まで

(4) 委託料の上限額

8,523,900 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格要件

参加資格要件は次に掲げる全ての条件を満たす事業者とする。

- (1) 福島市の令和7・8年度業務委託有資格業者名簿の「企画制作等業務」または「その他業務」に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 参加表明書の提出時において、募集開始の日からプロポーザル審査会の日までに、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 実施要領及び様式の入手方法

「ちよūdい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託公募型プロポーザル実施要領及び「ちよūdい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託仕様書その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページの入札情報内に掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

4 参加表明書、企画提案書及び添付書類の提出

「ちよūdい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託公募型プロポーザル実施要領及び「ちよūdい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託仕様書を確認のうえ、必要書類を期限までに提出すること。

5 失格事項

- ① 提案内容に虚偽の記載があった場合。
- ② 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ③ 指名停止等の措置を受けた場合。
- ④ 契約締結に必要な手続きに応じない場合。
- ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合。

⑥ その他、本業務の契約相手方として不相当と認められる場合。

6 事業者選定方法

「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託事業者選定審査会の審査において、提出書類及び審査会ヒアリングの採点結果をもとに、最優秀者及び次点者を選定する。

7 契約条件

- ① 提出された企画提案書等について、審査委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな候補者とし、手続きを行う。
- ② 契約候補者の決定から契約締結までに、「5 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しない。
- ③ 契約保証金については、免除とする。
- ④ 契約書の作成を要する。
- ⑤ 本業務の委託料は、業務完了後、受注者からの適法な請求書提出を受け、検査合格後に支払うものとする。

8 その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 企画提案書に関するプレゼンテーション又はヒアリングを実施する。
- ③ 参加表明書及び企画提案書に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- ④ 提出された書類は返却しない。
- ⑤ 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- ⑥ その他必要な事項は、実施要領による。

9 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市 商工観光部 観光交流推進室 担当:佐藤、小沢
TEL 024-572-5718 FAX 024-535-1401